

記入例

メール119番通報システム（登録・内容変更・登録抹消）申込書

(申込先)

札幌市消防局長

申込日〇〇年〇〇月〇〇日

申込者住所 札幌市中央区南〇条西〇丁目

申込者氏名 消防 太郎

次のとおりメール119番通報システム（登録・内容変更・登録抹消）について、メール119番通報システムガイドまたは、メール119番通報システムホームページの利用条件及び注意事項を承諾のうえ、申し込みします。

お願い 登録に使用する携帯電話機等の着信拒否設定の解除を確認するため、登録（情報提供）用メールアドレス【toroku@119.city.sapporo.jp】に空メールを送信してください。着信拒否設定がなければ消防局から内容承諾確認メールが送信されますので、申込書に必要事項を記入し申し込みしてください。なお、メールによる登録等を希望される方はそのまま、メール操作を継続し情報入力すると登録することが可能です。また、消防局から内容承諾確認メールが送信されない場合は、あなたの携帯電話機等は、eメール（ロングメール）契約をしていないか、または、着信拒否設定されている可能性がありますので、確認後に申し込みしてください。

1 利用者（必須）

ふりがな	しょうぼう たらう		
氏名	消防 太郎		
住所	札幌市中央区南〇条西〇丁目〇—〇 消防MS119号室 <small>※番地、マンション名、部屋番号等を正確にご記入ください。</small>		
性別	<input checked="" type="checkbox"/> 男・女	生年月日	(明・大・昭・ <input checked="" type="checkbox"/> 平) 16年11月 9日
障がい種別	<input checked="" type="checkbox"/> 聴覚 ・ 言語 ・ その他 ()		
登録メールアドレス	syobo119@〇〇〇〇.jp <small>※アドレスは正確にご記入ください。</small>		
自宅FAX（電話）	011-〇〇〇-〇119		

2 緊急時の連絡先（任意）

氏名	消防 花子
電話	011-〇〇〇-〇911

《備考》

- 上記の（登録・内容変更・登録抹消）のいずれかに〇を付けてください。
- 登録メールアドレス及び住所等の記入に誤りがあると登録できません。また、読み間違えが発生する文字について、十分注意してください。例「1（イチ）とl（エル）、q（キュ）と9、hとn、tと+、0（ゼロ）は〇と記載」
- 申込書により登録・内容変更（登録済メールアドレス変更）の申し込みを行なった場合は、消防局からメールまたは郵送で『メール119番システム利用開始のお知らせ』が届くまで緊急通報はできませんので注意してください。
- 申込書は、札幌市消防局警防部指令課（〒064-8586 札幌市中央区南4条西10丁目 ☎011-215-2080 FAX011-261-9119）へ郵送、又はFAXしてください。お近くの消防署へ持参していただいても構いません。
- お問い合わせ先 札幌市コールセンター [メールアドレス info4894@city.sapporo.jp](mailto:info4894@city.sapporo.jp)

メール 119 番通報システム申込書による登録要領

札幌市消防局

1 メール 119 番通報システムの概要

このシステムは、音声（肉声）による 119 番通報が困難な聴覚または言語などに障がいのある方が、怪我（急病）で助けを求めることができない場合、または外出時など怪我（急病）人や火事を発見したときに、自らが携帯電話機などを利用してメールにより札幌市内で救急車や消防車の出動要請ができるものです。

2 携帯電話機等の着信拒否設定解除

(1) 申し込み前に、迷惑メール、未承諾広告メールの受信防止の着信拒否設定をされている方は、設定を解除してください。

(2) 登録に使用する携帯電話機等の着信拒否設定解除を確認するため、登録（情報提供）用メールアドレス【toroku@119.city.sapporo.jp】に空メールを送信し、消防局からのメール返信を確認してください。メール返信がない場合は、必ず携帯電話器等の着信拒否設定を解除してから申し込みしてください。

また、メールによる登録等を希望される方は、そのままメール操作を継続し情報入力すると登録することができます。

3 利用する際の注意事項

(1) メール 119 番通報システムの利用は、インターネットを使用する電子メール機能を有する携帯電話機等で、192文字以上を送受信できる契約をしている必要があります。インターネットに接続しない簡易メールでは利用できません。

(2) 日本語を使用し、外国語や絵文字などは使用しないでください。

(3) 添付ファイルや画像などの特別なアプリケーションは送信できません。

(4) 通信利用料は利用者負担となります。

(5) メール 119 番通報システムは一般のメールサービスを使用するため、遅延・消滅する場合があります。メール 119 番通報後に消防局から「救急車が向かいました」などの返信メールがない場合、メールが届いていない可能性がありますので、お近くの方に協力を求めるなど他の手段で再度通報してください。

(6) 登録情報に間違いがあるものや明らかに迷惑メールと判断されるものについては登録を取り消します。

(7) 申込書で登録等の申し込みをされた方は、消防局から「メール 119 番通報システム利用開始のお知らせ」が通知されるまで利用することは出来ません。

(8) 「メール 119 番通報システム利用開始のお知らせ」に記載されているメール 119 番通報用アドレスは、必ず電話（アドレス）帳に登録してください。

(9) 登録された方には、登録アドレスが有効かどうかを確認するため、定期的に消防情報などのメールを送信します。メールが到達しない場合は、登録アドレスが存在しないものと判断し登録を取り消しますので、登録アドレスに変更が生じた場合は、もう一度登録しなおしてください。

(10) 登録された個人情報については、メール 119 番通報システムに伴う業務の範囲内で使用し、目的外の使用はしません。また、救急車や消防車が出動する際、情報などを確認するため緊急連絡先に連絡する場合があります。

(11) メール 119 番通報システムへの試験通報はご遠慮ください。